

成年後見コラム

第3回
「保佐」とは弁護士
碓井 晶子

1. はじめに

今月号では法定後見の3種類のうちの「保佐」について詳細にご説明させていただきます。

2. 保佐とは

保佐とは、正確に申し上げるならば、①精神上的の障害により②事理を弁識する能力が著しく不十分である者を対象とする制度のことをいいます（民法第11条）。

3月号でご説明させていただいた後見制度が、①精神上的の障害により②事理を弁識する能力を欠く③常況にある者を対象とする制度であることと比較すると、後見制度よりも判断能力が認められる者を対象としていることがわかっていただけるかと思います。

では、保佐制度で対象となる人はどの程度の判断能力を有しているのかというと、「日常の買い物くらいはできるが、民法13条1項に列挙されているような法律行為（例：訴訟行為をすること、借財又は保証をすること、贈与、和解又は仲裁合意をすること等）を単独ではできない」程度になります。したがって、保佐の制度では、基本的に保佐を受ける人（被保佐人）は自ら法律行為を行います、本人保護の観点から、民法13条1項で列挙された法律行為については、援助者（保佐人）が保佐する、ということになります。

3. 援助者（保佐人）の権限について

援助者（保佐人）には、民法13条1項に列挙されている法律行為について同意権（同意なき行為についての取消権・追認権）及び代理権が付与されています（民法13条、120条、876条の4）。

ここで、注意していただきたい点が、二点あります。

まず、一点目は、援助者（保佐人）は、民法13条1項に列挙されている法律行為以外の行為についても、保佐人の同意を必要とするものがある場合には、一定の要件を満たした者からの家庭裁判所への申立てにより、同意権の範囲を拡張することができるということです（民法13条2

項、11条）。

次に、二点目は、援助者（保佐人）には代理権が当然には付与されていないということです。援助者（保佐人）が保佐を受ける人（被保佐人）に代わって代理で法律行為をしようと思った場合には、家庭裁判所において代理で行いたい法律行為について代理権を付与される手続きを行う必要があります。これは、保佐を受ける人（被保佐人）の意思を尊重して、なるべく自分でできることは自分でしてもらうという自己決定権尊重の観点と、代理権は本人に代わって法律行為ができるものであり、本人の利害に大きな影響力をもつため、権限濫用されて本人が不利益を被らないようにという本人保護の観点から、このような定めになっています。

4. まとめ

以上のように、保佐を受ける人（被保佐人）は、後見を受ける人（被後見人）よりも判断能力が認められることから、保佐を受ける人（被保佐人）自らが法律行為を行う場面が多くなります。そのため、保佐人になる人は、後見の場合以上に保佐を受ける人（被保佐人）との意思疎通を十分に行い、保佐を受ける人（被保佐人）の状況の変化に対応し、適宜保佐の範囲を拡張しつつ、保佐を受ける人（被保佐人）の意思を尊重しながら保佐事務を行う配慮が求められることになります。